

平成 11年 10月 19日

## 基本方針についての論点整理メモ

### 一 基本方針の位置づけについて

《前回までに出された意見等》

- ・PF の基本理念、位置づけについて記載すべきではないか。

《参考》

「PF 難進研究会」報告 (平成 11年 8月、経済企画庁) 要旨 (抜粋)

#### 1.1 PF の目的

効率的かつ効果的な公共サービスの提供

官民の適切な役割分担への契機

民間事業機会の創出

#### 1.2 基本コンセプト

PF の基本理念

・事業対象 :公共性が高く、本来公的部門が整備、運用等を行うべき分野であれば施設の  
種類等について限定的に考えるべきではない。

・設計、建設、維持管理、運営の組合せ :様々な組合せが想定される。

PF 適用の必要条件

将来にわたる財政資金の効率的利用、官民の役割・責任・リスク分担と契約によるこれら  
の明確化、公共性の確保、収益性の確保の 4条件を満たすことが必要。

民活事業や第三セクター事業の実施状況を踏まえた PF の実施

PF 事業を実施するメリット・デメリット

事業コストの縮減、公共サービス水準の向上等のメリット及び入札費用の増加、長期債  
務負担行為による後年度負担の累増による財政硬直化のデメリット

「民間主導型インフラ研究会」中間報告 (平成 10年 6月、通商産業省) 要旨 (抜粋)

### 2. 「日本版 PF I」の意義と効果

#### (1) 意義

民間資金等の活用による効率的・効果的な社会資本の整備・運営等

財政支出の削減 - 財政構造改革の推進

新規産業の創出 - 経済構造改革の推進

(2)効果

新たな金融手法の導入による民間事業者の意識改革

広域的な社会資本整備等の実現

豊富な個人金融資産及び年金資金等の有効活用

3. 「日本版 PFI」の基本原則

(1) 「Value for Money」の徹底

(2)官民間での適切な責任及びリスクの分担

事業に関する責任及び主たるリスクの民間部門への移転

責任及びリスクの所在の明確化と最適な分担

責任及びリスクの契約による規定

(3)透明性の確保

民間投資を誘導する新しい社会資本整備検討委員会」中間報告(平成10年5月、建設省)要旨(抜粋)

. 1 新しい社会資本整備方策推進の視点

(1)財政支出の有効活用による社会資本整備の充実

(2)官民の役割分担の見直し

(3)民間事業機会の創出

. 2 新しい整備方策の枠組み

(1)基本的考え方

民間の参加とこれによる市場原理等の導入により社会資本の効率的整備と公共の財政支出の有効活用を図る事業手法。

従来公的主体により行われてきた社会資本整備事業を対象。

公共の適切な関与のもとで、民間の発意・創意工夫を生かしつつ、民間の主体的な経営判断により行われる。

官民の役割、責任、リスクの分担、公的支援の程度などは、協定によって定める。

## 二 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

- ・ 特定事業の対象として取り上げるべきものについての基本的考え方如何。

《前回までに出された意見等》

- ・ 本来公共が行うべき事業（整備計画等との整合）で、VFMが期待できるものが基本。
- ・ あまり公共部分が小さいものもいかがかと思うが、本来公共がやっている事業にあまり限定するとVFMが出てこない。
- ・ 民間に委ねたままでは将来的な公共の負担の著しい増高が見込まれる分野についても含めてはどうか。
- ・ 民間の発意であっても、公共の政策ニーズに合うことと、全体の整備計画との整合性の観点が必要。
- ・ 住民のニーズがあって、議会が承認したものであれば良いのではないか。
- ・ 地域、時代によって公共が関与すべきサービス内容は異なる。そもそもの官民分担のあり方まで議論を広げず、現に公共が行っていて、PFIでできる事業としてはどうか。
- ・ 住民のニーズは層によっても異なる。例えば途上国の場合、全般的に見れば順位の低いものでも一部住民にとってはニーズがあり、独立採算で収支相償するようなものもあるのではないか。
- ・ 独立採算とVFMは別の次元の話ではないか。

《上記を踏まえた基本的な考え方について》

特定事業は、公共施設等の整備の中長期的方針と整合性があるものであることが必要ではないか。

特定事業は、PFI手法により、効率的かつ効果的に実施できる見込みがあるものであることが必要ではないか。

特定事業の選定に先立つ実施方針の策定等の手続着手に当たっては、基本的には一般的なニーズの高い早期に整備すべき事業から行うことが原則ではないか。

- ・ 民間事業者の発案があった場合の対応の在り方如何。

《前回までに出された意見等》

- ・ 仕組み、取り上げ方、透明性・公平性の確保が課題。
- ・ 発案についての定期的な公表が必要ではないか。

《上記を踏まえた基本的な考え方について》

民間事業者の発案を受け付けた公共は、事業案が実施方針の策定に至らなかった場合には、その結果及びその理由を発案者に通知することが必要ではないか。

- ・ 実施方針の策定、公表に当たっての基本的考え方如何。

《前回までに出された意見等》

- ・ 住民参加のためにも公開性が重要。
- ・ 実施方針では、事業選定などの評価の基準を明確にすべきではないか。
- ・ 多様な形の実施方針や実施方針の順次詳細化を許容できるようにしてはどうか。

《上記を踏まえた基本的な考え方について》

実施方針は、公共性の確保、民間事業者の創意工夫の尊重などに配慮して策定するとともに、なるべく早期に、具体的なもので公表するなどの配慮が必要ではないか。

実施方針の策定、公表は、順次詳細化してもよいのではないか。

- ・特定事業の選定についての基本的考え方如何。

《前回までに出された意見等》

- ・VFMがあることが基本。
- ・より高く、より良質のサービスであってもVFMがあればよしとするのか。
- ・リスクの定量化、税の取り扱いなどが課題となるのではないか。
- ・VFMの測定方法はPSCとの比較に限らず複数あってよいのではないか。
- ・事業者の選定段階で、性能発注に対し民間が提案し公共がVFMを確認することが基本となることを踏まえるべき。
- ・住民参加のためにも公開性が重要。
- ・評価の透明性を上げていくことが重要。

《上記を踏まえた基本的な考え方について》

事業期間を通じた公的財政負担の縮減が期待できること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上が期待できることを、まず考えるべきではないか。

公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上等の支援や税等を考慮に入れることが必要ではないか。他方、公共施設等の管理者等にとって現実の収支に係るもの以外を含めて算定すべきこととするのは非現実的要求となり、あるいは財政負担の観点から問題があるのではないか。

選定時の評価はできる限り定量的なものが望ましいが、定量化が困難なものがある場合には定性的な評価も取り入れてよいのではないか。また、事業者の選定時においても民間事業者から施工上等の具体的な提案があることに留意すべきではないか。

選定又は不選定の結果は、速やかに公表すべきではないか。その際、その後の民間事業者の選定等に競争条件等の上での悪影響を及ぼさないような配慮が必要ではないか。

### 三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

《前回までに出された意見等》

- ・民間事業者の発意による場合も含め、競争的な選定を原則とすべきではないか。
- ・競争的な選定に加え、随意契約も許容できるようにしておくべきではないか。
- ・事業者の選定方法は、実施方針で明確にすべきで、基本方針ではあまり制約しない方がよいのではないか。
- ・PFの仕組みと入札等の現行制度がうまくかみあうかという心配。基本方針策定後も息の長いフォローアップが必要。
- ・性能発注が重要。
- ・価格はきわめて重要だが、唯一の評価基準とはならないのではないか。
- ・選定されなかった民間事業者が発案時の段階で共通的に利用可能な情報等を得るため支出した費用の分担につき配慮しておくことが重要。
- ・発案にかかった費用については、民間事業者はリスクを負ってやったのだから、事業を実施する者が必要だと思えば買うという整理でよいのではないか。

《上記を踏まえた基本的な考え方について》

会計法では、民間事業者の選定は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札又は随意契約が適当である場合にはこれらの方法によることとなっている。随意契約が適当な場合や会計法の適用を受けない場合であっても客観的な評価への配慮が必要ではないか。

民間事業者の創意工夫等が十分発揮されるよう提供されるべき公共サービスの水準を示し、具体的な仕様については必要最小限にとどめることが必要ではないか。

価格のみによる選定に限らず、価格及びその他の条件により選定を行うことも許容すべきではないか。

選定後に、その結果を公表する必要があるが、民間事業者の利益を害さないような配慮、特定事業としての選定を取り消す場合への配慮が必要ではないか。

#### 四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的事項

《前回までに出された意見等》

- ・リスクはそれを最も適切に管理できる者が負担するのが原則。
- ・事業の独立会計及び選定事業者の他の事業からの独立が重要。
- ・プロジェクトファイナンスを用いないような案件からPF事業が始まるのではという印象。
- ・維持管理、運営段階での会計的監視及びサービス水準の監視が重要。
- ・監視には民間の第三者的機関等を将来的に活用していくという視点もあってよいのではないか。
- ・種々の事態を想定した契約の締結が重要。また契約に基づかない権利義務関係の発生を認めないことが重要。
- ・PF事業で形成された資産の位置づけの明確化が必要。

《上記を踏まえた基本的な考え方について》

実施方針で、選定事業実施に伴う公共の関与、想定されるリスク及びその基本的な分担をできる限り明らかにすることが重要ではないか。

適正な公共サービスの提供を担保するための公共の必要な関与を予め決めておくことが重要ではないか。

建設、管理、運営等の複数の段階の公共サービスを提供する場合においては、これらの各段階に応じた支出負担額を明確に決めておくことが重要ではないか。

契約までに想定されるリスクを明確化した上で、官民の負担するリスクを明確に決めておくことが重要ではないか。

契約の解除事由や事業継続が困難となったときの官民の対応について明確に決めておくことが重要ではないか。

契約の解釈で疑義が生じた場合の措置を事前にできる限り明確に決めておくことが重要ではないか。

事業の終了時期を明確にし、事業終了時における土地、施設の取扱いについて決めておくことが重要ではないか。

## 五 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的事項 《前回までに出された意見等》

- ・支援は積極的に行われることが望ましい。
- ・民間事業者の法律的、経済的な位置づけの明確化が必要。
- ・必要許認可の範囲、適用される支援措置等を明らかにできる範囲で明確化することが望ましい。

### 《上記を踏まえた基本的な考え方について》

実施方針の中で、必要な許認可等や選定事業者が行い得る維持管理又は運営の範囲、適用可能な選定事業者への補助金等について、具体的な内容を明らかにすることが必要ではないか。

支援の基本的考え方についてどのように記載するか。

## 六 その他特定事業の実施に必要な事項



## ○「PFI推進研究会」報告（抜粋）

（平成11年8月、経済企画庁）

1. PFI推進の基本的考え方

## 1.1 PFIの目的

「小さな政府」への指向は、世界的な流れである。世界の主要国では、1980年代に「小さな政府」への取組が具体化し、各種の規制緩和、民営化、外部委託等が推進された。英国では、こうした動きの一環として、1979年のサッチャー政権以降、従来公的部門が整備、運営等を行ってきた分野における民間資金の活用について検討が行われてきており、PFI（Private Finance Initiative）は、公共サービスの提供に民間の資金やノウハウを活用しようとする考え方として1992年に導入された。このようにPFIは英国で生まれた構想であるが、これに類似した公共事業分野への民間参画の取組は世界各国においても行われており、PFIは「小さな政府」や「民営化」等行財政改革の流れの一つとして捉えられる。

我が国においても、1980年代以降国鉄、電電公社等の民営化が行われたほか、社会資本整備への民間活力の活用が図られてきたが、今後は、社会資本整備及び公共サービスの提供への民間の資金やノウハウの活用について、積極的に推進していく必要がある。PFI導入の検討は、今後の行財政改革及び新しい官民パートナーシップの構築に資するものと期待される。

## ①効率的かつ効果的な公共サービスの提供

国民に対し、いかに低廉で良好な公共サービスを提供するかということは、公的部門の大きな課題である。一方、我が国の財政状況は大変厳しい状況にあり、着実に財政構造改革を進めていく必要がある。

こうした中で、PFIは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を幅広く公共施設等の「設計」、「建設」、「維持管理」及び「運営」に導入することにより、財政資金の有効活用を図り、公共サービスを効率的かつ効果的に国民に対し提供することを目的とする極めて有効な手段である。国民にとっては、PFIの導入により低廉かつ良好なサービスを早期に受けることが期待される。

## ②官民の適切な役割分担への契機

PFIは、「行政関与の在り方に関する基準（行政改革委員会、平成8年12月）」に示された「民間でできるものは民間にゆだねる」との考え方を受け、官民の適切な役割分担の観点に基づいた新たな官民パートナーシップの形成に資するものである。

### ③民間事業機会の創出

公共施設等の整備等は、これまでは、主として国、地方公共団体等の公的部門により行われてきた。PFI は、公共性が高く、本来公的部門が整備すべき公共施設等の整備等に関する事業について、官民の適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、民間事業者に行わせることが適当なものについて、その実施をできる限り民間事業者にゆだねることにより、新たな事業機会をもたらすものである。その結果、景気拡大に資するとともに、新規産業の創出を促進するとの点で経済構造改革の推進にも寄与するものと期待される。

## 1.2 基本コンセプト

我が国での PFI 導入に関しては、英国や開発途上国の経験も踏まえ、公共政策、実務等様々な観点から議論が行われている。PFI の適用対象となる公共施設等及びこれにより提供される公共サービスは多様であり、PFI の基本コンセプトについて国、地方公共団体、民間事業者、国民が共通の理解をもって当たることが PFI 事業の円滑な推進にとって不可欠である。

### ①PFI の基本理念

#### PFI 事業の対象

PFI 事業の対象となる公共施設等は、PFI 法第 2 条第 1 項に規定するとおり、幅広いものであり、PFI の適用の検討に当たっては、公共性が高く、本来公的部門が整備、運用等を行うべき分野であれば、施設の種類、整備内容等について限定的に考えるべきではない。PFI 事業は交通、地域振興、文化、環境、福祉等の広く国民生活に関連する分野を対象として、その導入の可否・効果などを検討すべきものである。したがって、公共施設等の整備等に関する事業を広く検討対象とした上で、それらのうち PFI の手法を適用しやすい分野から導入を進めていくべきである。

#### 「設計」、「建設」、「維持管理」、「運営」の組合せ

PFI 法においては、公共施設等の「設計」、「建設」、「維持管理」、「運営」に関して様々な組合せが想定されているものと考えられる。

英国では、一般に、PFI は公共施設等の「設計」、「建設」のみならず「維持管理」や「運営」を含め施設のライフサイクル全体に及ぶ期間にわたって幅

広く事業を民間事業者主導で行うことにより、効率的・効果的な公共サービスの提供を図るものとされているが、PFI法の趣旨を踏まえれば、「設計」及び「建設」あるいは「維持管理」、「運営」のいずれかのみであっても、以下に述べるPFIの必要条件を満たすならば、既存の公共施設等の効率的活用や更新需要への対応も含めPFI事業の対象とすべきである。

ただし、民間事業者が新規施設を建設し、それを公的部門に賃貸又は分割譲渡する方式については、あらかじめPFI事業の対象として排除するものではないが、民間事業者の有するノウハウをいかすことのない単純なリース方式等では、以下に述べるPFI適用の必要条件のうち、財政資金の効率的使用及び官民間のリスク分担を満たすことができないものと考えられる。

## ②PFI適用の必要条件

PFI事業は、以下の4つの条件を満たすことが必要である。

### 将来にわたる財政資金の効率的使用

英国のPFIでは、VFM (Value for Money: 一定の支払に対し、最も価値の高いサービスを提供するという考え方) を原則の一つとしている。我が国においても、PFI法第3条における「財政資金の効率的使用の観点」を十分に踏まえ事業の選定に当たる必要がある。具体的には、公共サービス提供期間中にわたる国及び地方公共団体の財政支出(適切な割引率により現在価値化された総事業コスト)の軽減が図られ、あるいは、一定の事業コストの下でも、経済・社会の変化に対応したより水準(質と量)の高い公共サービスの提供が可能となることがPFIでは必要である。

事業コスト削減の観点からは、公的部門が行った場合の事業コストの推計値よりも、民間事業者が行った場合の事業コストが低下することが必要である。特に、PFIは事業のライフサイクル全体を視野に入れた事業方式であるため、事業コストの軽減については、当該公共サービス提供期間全体を見据えた中で判断すべきである。

公共サービスの向上という観点からは、民間の自主性を尊重しつつ、民間の経営能力、技術的能力等のノウハウを活用することにより、公共サービスの水準(質と量)の向上が図られ、国民生活の向上に資することが必要となる。

### 官民間の役割・責任・リスク分担と「契約」によるこれらの明確化

PFIの実効性を確保するためには、官民間の役割・責任・リスクの分担の範

困を「契約」において明確に約定すべきである。

民間が負担すべきリスクについては、一方的に民間のリスク負担が大きくなることのないよう、適切に事業リスクを民間に移転し、併せてできる限り民間事業者に事業の実施をゆだねる。

### 公共性の確保

PFI が公共サービスに適用される手法であることにかんがみると、PFI 事業の実施については、できる限り民間事業者にゆだねた上で、安全性や公平性の確保等民間事業者が遵守すべき事項及びそれらを担保する具体的な方法等を「契約」において明確に約定すべきである。

### 収益性の確保

PFI 事業では、公共サービスの提供に伴うリスクの主要な部分を公共施設等の管理者等から民間事業者に移転するが、こうした PFI 事業に民間事業者が参入するインセンティブはリスクに見合った収益である。したがって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、その創意工夫が公共サービスの提供に発揮されるためには、民間事業者の収益機会が確保される事業の枠組を構築することが必要である。その際、民間事業者の経営努力に対する収益が妥当なものとなるよう、PFI 事業の選定及び民間事業者の選定が競争的環境の下で行われることが必要である。

### ③民活事業や第三セクター事業の実施状況を踏まえた PFI の実施

一部の民活事業や第三セクター事業では、官民のリスク分担が明確でなかったため、公的部門が最終的なリスク負担を行うことに民間部門が過度に依存（モラルハザード）することとなり、経営が悪化した場合の公的部門の負担が大きなものとなった等の指摘がある。このような民活事業や第三セクター事業での経験を踏まえ、PFI の適用に当たっては、PFI 事業者が第三セクターである場合、公共施設等の管理者等が発注者であるとともに、出資者又は拠出者であることとなり、その関係が複雑であることから、事業計画の段階で、官民間の役割分担・責任関係を明確化し、各種支援策等は「契約」において明確化された範囲にとどめる。また、出資者又は資金拠出者間の権利義務関係は別途協定で取り決めることも考えられる。

#### ④PFI 事業を実施するメリット・デメリット

公的部門や利用者の視点からみた PFI 事業の主なメリットとしては、以下のようものが考えられる。

- イ. 官民の適切なリスク分担により事業全体のリスク管理が効率的に行われる結果、事業コストの縮減が期待できる。
- ロ. 利用者のニーズを公共サービスに反映させ、利用者の満足度を高めるといった民間の柔軟な発想や努力等により公共サービス水準の向上が期待できる。
- ハ. 「設計」、「建設」、「維持管理」及び「運営」までを含む事業の場合には、これを一体的なプロジェクトとして効率的に扱うことにより、全体として事業コストの縮減が期待できる。
- ニ. 公的部門が実施するにはなじまない収益事業と組み合わせる場合には全体として事業コストの縮減が期待できる。
- ホ. 財政制約がある中で、社会資本の整備等が促進されるとともに、公共サービスの早期提供開始が期待できる。

一方、PFI は 10 年から 20 年以上にわたる長期の事業であり、関係者も多岐にわたるため、事業全体について詳細な検討を加えるとともに、高い水準の「契約」の規律が要求される。このため、入札から契約に到るまでの間に民間事業者が負担する入札費用が多額に上る、長期債務負担行為による後年度負担が累増すれば財政が硬直化するなどのデメリットが生ずる可能性があり、それを克服する工夫が必要である。

## (別添) 基本方針の策定に向けて (提言)

### 1. 基本方針策定の意義

PFI法はPFI事業推進の基本理念と事業実施手続の枠組みを与えようとするものであるが、同法が規定する基本方針を定める意義は、事業所管省庁が自主的に取り組むことを基本としつつ、政府全体として共通の方針に従ってPFI事業の推進を図ること、並びに、公共施設等の管理者等がPFI事業を実施する方針を民間事業者に対して明らかにして、その参入を促進することにある。

また、地方公共団体が実施するPFI事業については、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、その促進のために必要な事項に係るものを定めることにより、その促進が図られる。

### 2. 特定事業の選定

公共施設等の管理者等は、PFI事業として実施すべき事業の選定及び民間事業者の選定を行おうとするときは、この基本方針にのっとり、PFI事業の実施に関する方針（実施方針）を定め、公表することで、PFI事業の公共性を確保しつつ効率的かつ効果的に事業を実施するとともに、民間事業者に提案する機会を提供することが可能となる。なお、民間事業者の自主的な発案の機会を確保するために、あらかじめ発案に関する受付手続及び処理手続等を定めておくことが必要である。

国及び特殊法人その他の公共法人（以下、「国等」という。）が実施する特定事業を選定する場合には、以下の選定基準と選定方法により行うものとする。また、地方公共団体が実施する特定事業の選定について、その促進のために必要な場合には、所管省庁において、以下の選定基準及び選定方法に準じて、通則的又は公共施設等の種類に応じた指針を示すものとする。

○「民間主導型インフラ整備研究会」中間報告（抜粋）

（平成10年6月、通商産業省）

2. 「日本版PFI」の意義と効果

我が国において、「日本版PFI」を導入する際には、その意義と効果について、以下のとおり整理することができる。

(1) 意義

① 民間資金等の活用による効率的・効果的な社会資本の整備・運営等

民間の資金、経営力、技術力を活用することにより、社会資本の整備・運営等に係るコストの低減、安価で質の高いサービスの提供が図られることとなる。

② 財政支出の削減－財政構造改革の推進

民間の資金を活用した社会資本の整備・運営等を推進することにより、国及び地方公共団体の歳出形態の構造改革を促し、財政構造改革の推進に寄与する。

③ 新規産業の創出－経済構造改革の推進

民間事業者による社会資本の整備・運営等の事業について、新しい手法等を導入することは、民間事業者が起業家精神をもって新規産業を創出するとの点で、経済構造改革の視点から重要である。

(2) 効果

① 新たな金融手法の導入による民間事業者の意識改革

社会資本の整備・運営等の事業を民間資金で実行する際には、プロジェクト・ファイナンス（注）という新たな金融手法と併せ、厳格なリスク・マネジメントが求められる。これは、これまで担保主義、親会社依存、曖昧な経営責任関係等の問題点が指摘されてきた民間事業者の意識を、より透明で、グローバル・スタンダ

ードに合致したものに改革する契機となり得る。

(注) 多様な主体が最善の事業体を結成して行う、特定のプロジェクトに対する金融手法である。債務の返済原資を当該プロジェクトが生み出すキャッシュフローに限定し、その担保も当該プロジェクトの資産に限定するのが通例である。

## ②広域的な社会資本整備等の実現

地方公共団体が行う現行の公共事業は、単一の地方公共団体により既存の行政区域内で行われるのが通常であるが、「日本版 P F I」が実現されれば、複数の行政区域に係る広域的な社会資本整備等が可能となる。

## ③豊富な個人金融資産及び年金資金等の有効活用

「日本版 P F I」の導入により、我が国の豊富な個人金融資産及び年金資金等を、国民自らがその受益者となる社会資本の整備等の事業に還流させていくことが可能となる。

# 3. 「日本版 P F I」の基本原則

「日本版 P F I」の導入に際しては、以下の事項を基本とする必要がある。

## (1) 「Value for Money」の徹底

英国の P F I と同様に、我が国の P F I 事業についても、「Value for Money」というコンセプト、すなわち、「一定の支払いに対し、最も価値の高いサービスを提供する」という考え方を基本とすべきである。したがって、P F I 手法を活用する場合には、代替手段（例えば、通常の公共事業による手法）と比較して、より効率的・効果的に財政資金を活用できるか否かについて十分検討を行う必要がある。



## (2) 官民間での適切な責任及びリスクの分担

### ①事業に関する責任及び主たるリスクの民間部門への移転

PFI事業は、事業遂行に関する責任及び事業に関する主たるリスクを公的部門から民間部門に移転するものである。これにより、民間部門の創意工夫を活かした安価で質の高いサービスの提供が可能となる。

### ②責任及びリスクの所在の明確化と最適な分担

PFI事業においては、官民双方が主体的にリスク管理を行うことが重要である。このため、官民間で責任及びリスクを分担する際には、先ず、それらの所在を明確化（identify）するとともに、個々のリスクについては、それを最も効率的に管理できる主体が責任をもって負担するという「最適なリスク分担」の考え方に基づくべきである。

### ③責任及びリスクの契約による規定

PFI事業に想定される責任及びリスクの所在と分担方法については、事前に、明確かつ適切に契約の中で規定すべきである。これは、公的部門と民間部門との間、民間部門を構成する各企業の間で、一定のディシプリン（規律）に基づき、事業が遂行されることを意味する。また、これにより、各部門のアカウンタビリティ（説明責任）が確保されることとなる。

## (3) 透明性の確保

PFI事業は、民間事業者の創意工夫を活用するものであるため、その前提として、公的部門が民間事業者に対し、事業実施に必要な情報を事前に、かつ、詳細に開示することが重要である。また、民間事業者の選定に当たり、公的部門は、これを公開の競争により行う等、選定過程の透明性を最大限確保すべきである。

○「民間投資を誘導する新しい社会資本整備検討委員会」中間報告  
(抜粋) (平成10年5月、建設省)

## I. 新しい社会資本整備方策の考え方

### 1. 新しい社会資本整備方策推進の視点

社会資本整備における民間活力の活用については、英国におけるPFI（Private Finance Initiative）をはじめ諸外国において新たな試みが行われつつある。我が国においても、従来より積極的に民間活力の活用に取り組んできたが、さらに、以下の視点から、公共性が保たれることに留意しつつ市場原理を機能させることにより、より効率的な社会資本整備が可能となるよう、国際的にも力をつけてきた我が国の企業をはじめとする民間の高い技術力・豊富な資金力・経営能力を活用する新しい社会資本整備方策、いわば日本版PFIの導入を図っていくべきである。

#### (1) 財政支出の有効活用による社会資本整備の充実

民間の技術力、資金力、経営能力の導入を促進して、国、地方自治体の財政支出を有効に活用し、これにより社会資本整備をさらに充実する。

#### (2) 官民の役割分担の見直し

平成8年末の行政改革委員会において、行政関与のあり方を見直す3つの原則、すなわち①「民間でできるものは民間に委ねる」、②「国民本位の効率的な行政」、③国民に対する「説明責任（アカウンタビリティ）」が提唱された。社会資本整備においても、この行政改革委員会の意見を踏まえ、官民の役割分担についての見直しを行っていく必要がある。

#### (3) 民間事業機会の創出

社会資本整備という新たな民間投資分野の創出に加え、新しい社会資本整備事業では、事業の実施を通じて資金調達、施設の計画、建設、管理、運営といった総合的能力を持った企業が誕生し、また、事業の実施に伴う多様なビジネスチャンスが創出されるなど、我が国の経済構造の改革にも資することになると考えられる。

## 2. 新しい整備方策の枠組み

### (1) 基本的考え方

- ① 日本版PFIは、民間の参加とこれによる市場原理等の導入により、社会資本の効率的整備と国・地方公共団体の現在及び将来の財政支出の有効活用を図り、もって、社会資本整備を促進することを目的とした事業手法である。
- ② 本ガイドラインでは、従来、国・地方公共団体等の公的主体によって行われてきた社会資本整備（公共施設・公用施設の整備）事業を対象とする。
- ③ 日本版PFIは、公共の適切な関与のもとで、民間の発意・創意工夫を生かしつつ、民間の主体的な経営判断により行われるものである。
- ④ 官民の役割と責任の分担、リスク分担、公的支援の程度などは個別事業によって異なるが、これらは基本的には民間事業者と管理者等との合理的な判断に基づく協定等によって定めるべきものである。